

暮らしの便利帳



公共交通MAP

2

防災



4

届け出



6

子育て



8

教育



12

介護



14

福祉



16

保険・年金



18

救急・健康



20

農林水産業



21

生涯学習・
地域コミュニティ



22

ごみ・環境



24

上下水道



26

住まい



28

連絡先ガイド

30

暮らしの便利帳2024の使い方

さまざまな制度などの簡単な説明と共に、担当課の電話番号や二次元コードを掲載しています。詳しい内容は二次元コードを利用してホームページで確認するか、電話で問い合わせてください。

※市外局番は特に記載のない場合「0893」です。

※掲載されている内容は2024（令和6）年6月1日現在の内容です。

市ホームページ



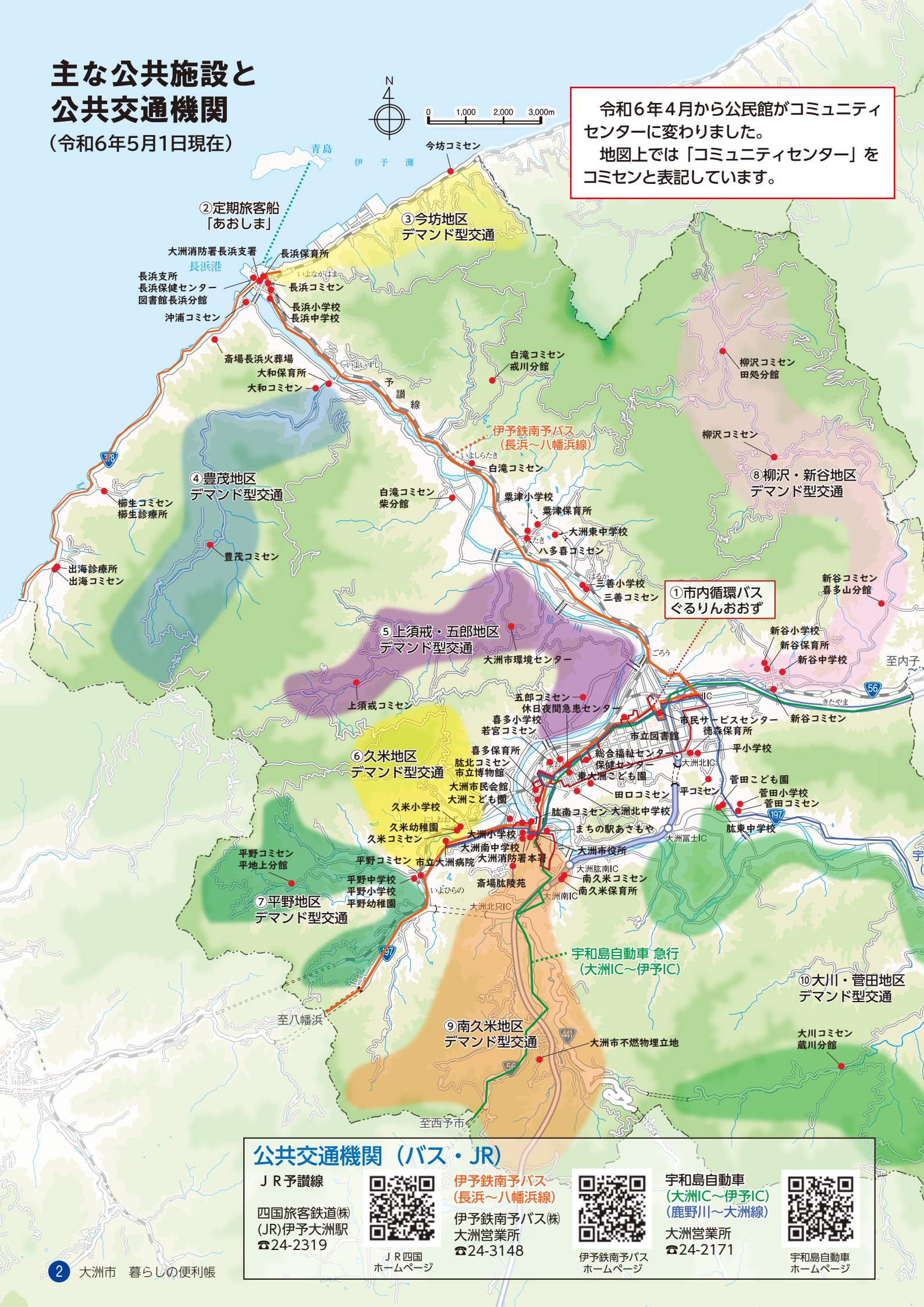
主な公共施設と 公共交通機関

(令和6年5月1日現在)



0 1,000 2,000 3,000m

令和6年4月から公民館がコミュニティセンターに変わりました。
地図上では「コミュニティセンター」を
コミセンと表記しています。



公共交通機関 (バス・JR)

J R 予讃線

四国旅客鉄道(株)
(JR)伊予大洲駅
☎24-2319



J R 四国
ホームページ

伊予鉄南予バス
(長浜～八幡浜線)

伊予鉄南予バス(株)
大洲営業所
☎24-3148



伊予鉄南予バス
ホームページ

宇和島自動車
(大洲IC～伊予IC)
(鹿野川～大洲線)

大洲営業所
☎24-2171



宇和島自動車
ホームページ

市内循環バスぐるりんおおず

【ぐるりんおおず 運行に関する問い合わせ先】

伊予鉄南予バス(株)大洲営業所 ☎24-3148

デマンド型交通 (利用には事前登録が必要です。)

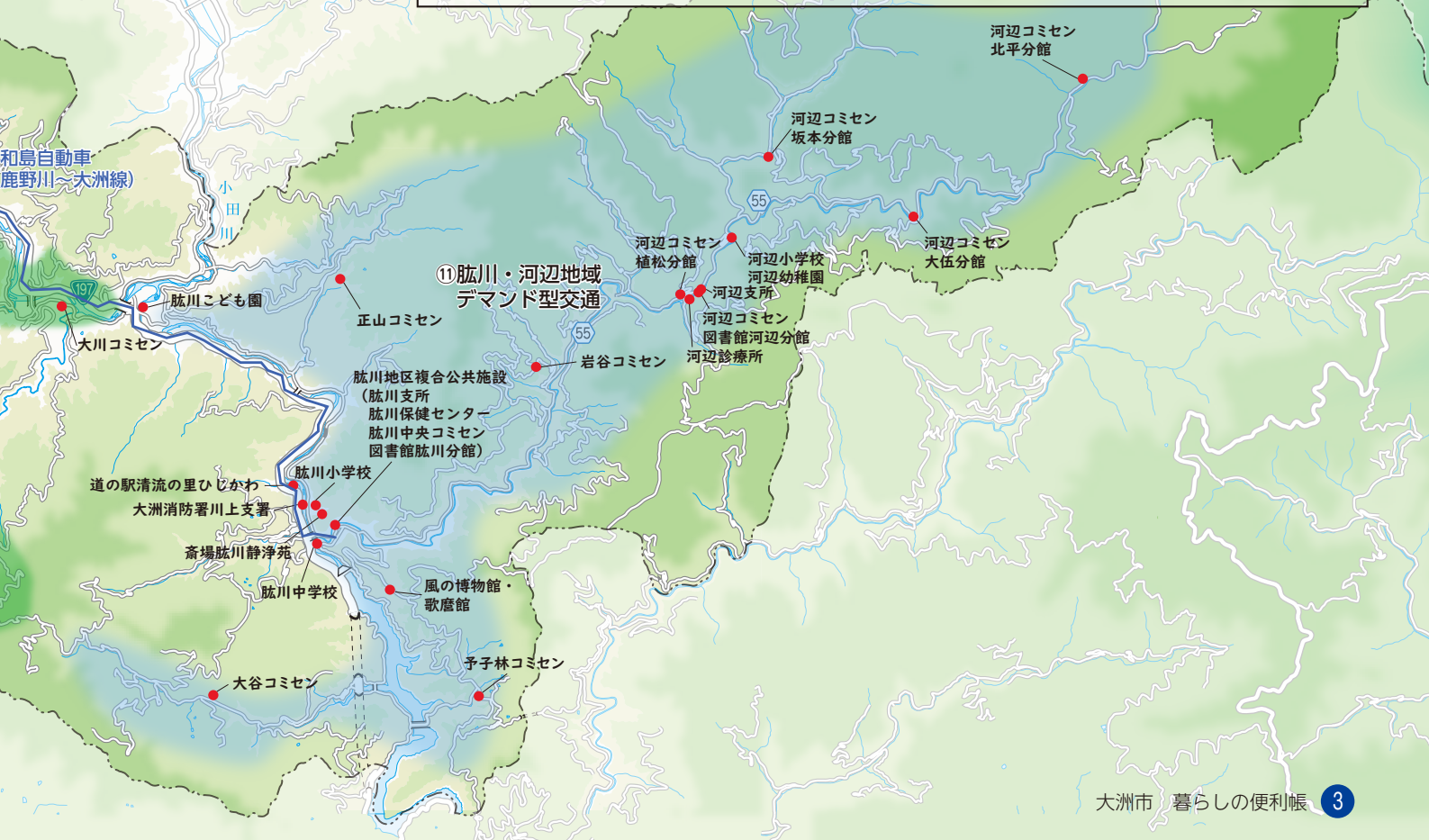
事前予約された停留所を運行するデマンド型交通を運行しています。

デマンド型交通予約センター ☎23-9990

利用日の7日前から前日の16:00までに予約してください。

【受付時間】 月～金曜日 9:00～16:00 (土・日・祝日は受け付けていません。)

①	市内循環バス ぐるりんおおず		⑦	平野地区 デマンド型交通	
②	定期旅客船 あおしま		⑧	柳沢・新谷地区 デマンド型交通	
③	今坊地区 デマンド型交通		⑨	南久米地区 デマンド型交通	
④	豊茂地区 デマンド型交通		⑩	大川・菅田地区 デマンド型交通	
⑤	上須戒・五郎地区 デマンド型交通		⑪	肱川・河辺地域 デマンド型交通	
⑥	久米地区 デマンド型交通		【地域公共交通に関する問い合わせ先】 地域振興課 ☎57-9989		





防災

危機管理課

☎24-1742

災害時の避難情報の発信

災害の危険性が高まったときには、避難準備・高齢者等避難開始情報や避難勧告の情報をさまざまな方法で発信しています。事前に登録が必要なものもありますので、万が一に備えて、登録し活用してください。

防災行政無線による放送

市内にある防災行政無線スピーカーから、災害の危険が高まっている地区に対して、避難勧告などの避難情報を放送します。

放送が聞き取れなかった時には、防災行政無線テレホンサービスで放送内容を電話で再確認できます。

防災行政無線テレホンサービス

☎0120-00-8863



防災放送アプリ「コスモキャスト」

大洲市では、避難情報などの災害に関する情報を、より確実に市民のみなさんに伝達するため、新たにスマートフォンアプリを運用しています。

スマートフォンにアプリをインストールし、郵便番号を登録しておけば、アプリを起動していなくても、災害などの緊急時に防災行政無線の音声から流れます。

※下記二次元コードを読み取るとダウンロード画面を表示できます。



App Store
(iOS端末)



Google Playストア
(アンドロイド端末)



大洲市災害情報メール

あらかじめ登録された市民のみなさんのパソコンや携帯電話に、災害時の避難情報をメールで提供するものです。

・配信する情報…河川の増水時などに防災行政無線で放送する「高齢者等避難」や「避難指示」などの避難情報を主に配信します。

・情報利用料…登録や情報の利用は無料ですが、携帯電話のポケット通信料は自己負担となります。



風水害における避難情報発令基準

地区	基準地点	避難情報の発令基準		
		高齢者等避難	避難指示	緊急安全確保
肱川	鹿野川ダム (放流量)	1,500m ³ /sの 放流が 予測されるとき	1,500m ³ /sの 放流が開始され、その後 緊急放流が予想されるとき	災害が発生 または切迫 している場合
大川 菅田	大川水位観測所 (水位)	5.2m	6.45m	
柚木 久米 只越 五郎 平 東大洲 松ヶ花 春賀 八多喜	大洲第2水位観測所 (水位)	5.4m	7.1m	
新谷	新谷水位観測所 (水位)	2.65m	3.15m	

【避難情報が発令されたときの行動】

緊急安全確保…命を守るための最善の行動をとる

避難指示…全員避難

高齢者等避難…高齢者、障がい者、乳幼児などとその支援者は避難、他の住民は準備



家庭での備蓄品・非常用持ち出し袋の準備

災害が発生したときにはライフラインが止まってしまう可能性があるため、各家庭の家族構成を踏まえながら、通常で家庭で保存しているものを活用して、飲料水や食料等については最低7日分、うち3日分は非常用持ち出しとして、日頃から備蓄しておきましょう。また、すぐに避難できるように、最低限必要なものを非常用持ち出し袋に入れて準備しておきましょう。



備蓄品の例

- ▷飲料水 7日分（1人1日3リットルが目安）
- ▷非常食 7日分（アルファ米などのご飯、ビスケット、板チョコ、乾パンなど）
- ▷トイレットペーパー、ティッシュペーパー、携帯トイレ
- ▷マッチ、ランタン、ろうそく、ライター
- ▷カセットコンロ など



非常用持ち出し袋の内容例

- ▷現金などの貴重品、マイナンバーカード（身分証明書）など
- ▷携帯ラジオ
- ▷懐中電灯、電池、モバイルバッテリー
- ▷ばんそうこう、ガーゼ、消毒薬などの救急セット
- ▷乾パンや缶詰など火を通さなくても食べられるものや水、紙皿、コップなどの非常食品、食器など
- ▷衣類やラップフィルム、タオル、洗面用具など
- ※乳幼児がいる場合は粉ミルク、ほ乳瓶、紙おむつ、バスタオルなど
- ※要介護者がいる場合は着替え、おむつ、障害者手帳、常備薬など
- ※家族構成や生活スタイルによって、持ち出し品の内容や数量は変わります。

各地区の自主防災組織の役割

平常時には、災害発生時に地域住民が自らの確に判断し行動できるように、防災知識の普及・啓発や防災訓練などを実施し、災害に対する備えを行います。

災害時には、住民の避難誘導や避難所の運営を市と共働で行うなどの重要な役割を担っています。

住民一人ひとりが「自分たちの地域は自分たちで守る」という意識のもと、日頃の訓練や啓発活動に参加してもらい、地域の防災力を高める必要があります。

大洲市では30の対象地区全てで自主防災組織などが結成されています。

災害・避難カード

災害・避難カードは氏名や住所など自分の情報や家族の緊急連絡先などが記入できるものです。災害時など緊急の場合に使用するため事前に記入しておきましょう。

市内の避難所・ハザードマップ

お住いの地域の避難所やハザードマップを確認しておきましょう。

避難所



ハザードマップ



「災害・避難カード」ーわたしの情報

ふりがな 名 前			
性 別		血液型	
生年月日			
住 所			
電話番号			
留意事項	持病、飲んでいる薬など		

避難時は、このカードを持って行く！



届け出

戸籍・住民票に関する
問い合わせ先

市民課 ☎24-1710

出生届 14日以内に届け出を

休日でも届け出できます。

下記の手続きが必要な場合があります。

- ▷国民健康保険…②
- ▷医療受給者証（子ども）…②
- ▷児童手当…⑤

【届け出する人】生まれた子の父または母

【必要なもの】出生証明書（出生届）、母子健康手帳

- ▷保育所・認定こども園…⑤
- ▷保健・予防接種…⑦
- ▷下水道・農業集落排水…⑪



婚姻届

婚姻届には証人が必要です。休日でも届け出できます。

下記の手続きが必要な場合があります。

- ▷マイナンバーカード…①
- ▷国民健康保険…②
- ▷医療受給者証（子ども、重心障害、ひとり親）…②
- ▷児童手当…⑤
- ▷児童扶養手当…⑥

【届け出する人】結婚により夫または妻となる人

【必要なもの】本人確認ができる書類

- ▷保育所・認定こども園・幼稚園…⑤
- ▷身体障害者手帳・療育手帳
精神障害者保健福祉手帳…④
- ▷水道・下水道・農業集落排水…⑪



離婚届

離婚届には証人が必要です。ただし、裁判所で決定された離婚の場合、証人はいりません。休日でも届け出できます。

下記の手続きが必要な場合があります。

- ▷マイナンバーカード…①
- ▷国民健康保険…②
- ▷医療受給者証（子ども、重心障害、ひとり親）…②
- ▷児童手当…⑤
- ▷児童扶養手当…⑥

【届け出する人】離婚する夫または妻（裁判所で決定した離婚は申し立てた人）

【必要なもの】本人確認ができる書類、調停調書の謄本など

- ▷保育所・認定こども園・幼稚園…⑤
- ▷身体障害者手帳・療育手帳、
精神障害者保健福祉手帳…④
- ▷水道・下水道・農業集落排水…⑪



死亡届 7日以内に届け出を

休日でも届け出できます。火葬の予約をしてから届け出をしてください。

下記の手続きが必要な場合があります。

- ▷国民健康保険…②
- ▷国民年金…②
- ▷医療受給者証（子ども、重心障害、ひとり親）…②
- ▷後期高齢者医療…②
- ▷介護保険…③
- ▷児童手当…⑤
- ▷児童扶養手当…⑥
- ▷保育所・認定こども園・幼稚園…⑤

【届け出する人】親族、後見人など

【必要なもの】死亡診断書（死亡届）

- ▷身体障害者手帳・療育手帳、
精神障害者保健福祉手帳…④
- ▷原付・小型特殊車両…⑩
（125cc以下の原動機付自転車など）
- ▷市税…⑩
- ▷納税…⑩
- ▷水道・下水道・農業集落排水…⑪
- ▷森林の所有者変更…⑭
- ▷農地の所有者変更…⑮



① 市民課（戸籍・住民票）	☎24-1710
② 市民課（保険・年金）	☎24-1713
③ 高齢福祉課	☎24-1714
④ 社会福祉課	☎24-1758
⑤ 子育て支援課	☎24-5718
⑥ こども家庭センター（相談・支援）	☎57-9919
⑦ こども家庭センター（母子健康）	☎57-6710
⑧ 健康増進課	☎23-0310

⑨ 教育総務課	☎24-1733
⑩ 税務課	☎24-1711
⑪ 上下水道課	☎24-3753
⑫ 環境生活課	☎57-9966
⑬ 地域振興課	☎57-9989
⑭ 農林振興課	☎24-1727
⑮ 農業委員会	☎24-1726

転入届

転入をした日から14日以内に転入届が必要です。
下記の手続きが必要な場合があります。

- ▷ マイナンバーカード…①
- ▷ 印鑑登録…①
- ▷ 国民健康保険…②
- ▷ 国民年金…②
- ▷ 医療受給者証（子ども、重心障害、ひとり親）…②
- ▷ 後期高齢者医療…②
- ▷ 介護保険…③
- ▷ 児童手当…⑤
- ▷ 児童扶養手当…⑥
- ▷ 保育所・認定こども園・幼稚園…⑤

【必要なもの】 転出証明書・本人確認ができる書類

- ▷ 小学校・中学校…⑨
- ▷ 身体障害者手帳・療育手帳、
精神障害者保健福祉手帳…④
- ▷ 健診問診票・予防接種問診票…⑧
- ▷ 妊産婦・乳児健康診査受診票…⑦
- ▷ 原付・小型特殊車両…⑩
（125cc以下の原動機付自転車など）
- ▷ 水道・下水道・農業集落排水…⑪
- ▷ ごみの出し方…⑫
- ▷ 飼い犬の登録…⑫



行政区(自治会)に入りましょう…⑬

大洲市では、行政区（区）への加入「区入り」を促進しています。

窓口でお渡しする《転入・転居されたみなさまへ》に書かれた区長さんに連絡をして、区入りをお願いします。
毎月、広報おおずや市からのお知らせが配布されます。

転出届

市外へ引っ越しをするときは、あらかじめ転出届が必要です。（すでに引っ越しが終わっていても届け出できます。）

下記の手続きが必要な場合があります。

- ▷ 印鑑登録…①
- ▷ 国民健康保険…②
- ▷ 医療受給者証（子ども、重心障害、ひとり親）…②
- ▷ 後期高齢者医療…②
- ▷ 介護保険…③
- ▷ 児童手当…⑤
- ▷ 児童扶養手当…⑥

【必要なもの】 本人確認ができる書類

- ▷ 保育所・認定こども園・幼稚園…⑤
- ▷ 小学校・中学校…⑨
- ▷ 原付・小型特殊車両…⑩
（125cc以下の原動機付自転車など）
- ▷ 固定資産税…⑩
- ▷ 納税…⑩
- ▷ 水道・下水道・農業集落排水…⑪
- ▷ 転出に伴うごみの出し方…⑫



転居届

転居をした日から14日以内に転居届が必要です。
下記の手続きが必要な場合があります。

- ▷ マイナンバーカード…①
- ▷ 国民健康保険…②
- ▷ 医療受給者証（子ども、重心障害、ひとり親）…②
- ▷ 後期高齢者医療…②
- ▷ 介護保険…③
- ▷ 児童手当…⑤

【必要なもの】 本人確認ができる書類

- ▷ 児童扶養手当…⑥
- ▷ 保育所・認定こども園・幼稚園…⑤
- ▷ 小学校・中学校…⑨
- ▷ 身体障害者手帳・療育手帳、
精神障害者保健福祉手帳…④
- ▷ 水道・下水道・農業集落排水…⑪





子育て

- ① こども家庭センター ☎57-6710
- ② 市民課（戸籍・住民票） ☎24-1710
- ③ 市民課（保険） ☎24-1713

子供が生まれる前に

こども家庭センター ☎57-6710

手…手当・助成

届…届け出

保…保健・相談など

- ▷不妊治療費等助成（手）
- ▷妊娠届・母子健康手帳（届）
- ▷妊婦歯科健康診査（保）
- ▷出産応援給付金（手）
- ▷妊婦一般健康診査（保）
- ▷妊婦相談・妊婦訪問（保）
- ▷両親学級（保）

子供が生まれたら

※ページ上部①～⑤

- ▷出生届（届）…②
- ▷出産育児一時金（手）…③
- ▷児童手当（手）…④
- ▷子供の医療費助成（手）…③
- ▷未熟児養育医療費助成制度（手）…①
- ▷乳児用紙おむつ製品の購入費助成（手）…④
- ▷産婦相談・育児相談（保）…①
- ▷産婦健康診査（保）…①
- ▷赤ちゃん訪問（保）…①
- ▷子育て応援給付金（手）…①
- ▷離乳食講習会（保）…①
- ▷発達相談・発達フォロー教室（保）…①
- ▷乳幼児健康診査（集団）（保）…①
- ▷乳児一般健康診査（個別）（保）…①
- ▷10カ月児相談（保）…①
- ▷ブックスタート（保）…⑤
- ▷産後ケア事業（保）…①

子供の予防接種

健康増進課

☎23-0310

定期予防接種として、Hib感染症・小児の肺炎球菌感染症・四種混合（ジフテリア・百日ぜき・破傷風・ポリオ）・五種混合（四種に加えHib）・BCG・B型肝炎・麻疹風疹（MR）混合・水痘・日本脳炎・二種混合（ジフテリア・破傷風）・子宮頸がんの各種予防接種を、県内の委託医療機関にて無料で行っています。



表を参考に接種スケジュールを立てて、受け忘れがないようにしましょう。

※令和6年4月1日現在の標準的な接種期間の例です。

種類	月 齢	2カ月	3カ月	6カ月	9カ月	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	7歳	8歳	9歳	10歳	11歳	12歳	13歳	14歳	15歳	16歳	17歳	18歳
Hib感染症	生後2カ月から生後7カ月未満の間で開始した場合は4回、生後7カ月から生後12カ月未満の間で開始した場合は3回、1歳から5歳未満の間で開始した場合は1回																						
小児の肺炎球菌感染症	生後2カ月から生後7カ月未満の間で開始した場合は4回、生後7カ月から生後12カ月未満の間で開始した場合は3回、1歳から2歳未満の間で開始した場合は2回、2歳から5歳未満の間で開始した場合は1回																						
五種混合または四種混合（1期）	I期 初回：生後2カ月から生後90カ月未満、20日以上の間隔をおいて3回接種 I期追加：I期初回接種（3回）終了後、1年～1年6カ月の間隔をおいて1回接種、生後90カ月未満																						
BCG	出生から1歳未満																						
B型肝炎	1歳になるまでの乳児、初回接種後、27日以上の間隔をおいて2回目、初回から139日以上の間隔をおいて3回目を接種																						
麻疹・風疹（MR）混合	I期 生後12カ月から生後24カ月未満 II期 5歳以上7歳未満で、小学校就学前の1年にある人（3月31日まで）																						
水痘	生後12カ月から生後36カ月に至るまでの間で2回、標準的な接種期間：生後12カ月から15カ月に至るまでに初回接種を行い、追加接種は初回接種終了後6カ月から12カ月に至るまでの間隔をおいて1回行う。																						
日本脳炎	I期 I期初回（2回）：生後6カ月から生後90カ月未満（6日以上の間隔をおいて2回接種） I期追加：I期初回接種後、6カ月以上の間隔をおいて1回接種、生後90カ月未満 II期 9歳以上13歳未満																						
二種混合（2期）	II期 II期（ジフテリア・破傷風）：11歳以上13歳未満																						
子宮頸がん予防	初回接種後、1カ月または2カ月後に2回目、6カ月後に3回目を接種 小6～高1相当の年齢の女子																						

上の表の および の期間は、予防接種法で定められた予防接種の期間です。★は標準的な接種時期を示しています。
の期間であればいつでも接種可能ですが、病気にかかりやすい年齢を考慮して定められた時期（標準的な接種年齢）である
の期間中にできるだけ接種を受けましょう。

- ④ 子育て支援課 ☎24-5718
⑤ 文化振興課 ☎24-1735

子育て支援サイト
「るるる」



子育て支援

子育て支援課

☎24-5718

児童手当

0歳から中学3年生（15歳到達後の最初の3月31日まで）の児童を養育している人に支給され、所得や年齢により支給額が異なります。

紙おむつ製品の購入費助成

市内の指定店で紙おむつを購入するときに使用できる金券（5万円分）を交付します。券の種類によっては、購入できるメーカーの指定があります。

児童館、児童センター、子育て支援センター

育児相談や季節に応じた行事、親子・小学生対象のクラブ活動を行います。

【児童館・児童センター】0歳から18歳までの児童が利用できます。

【子育て支援センター】0歳から就学前までの児童とその保護者が利用できます。

施設名	所在地	電話番号	利用時間	休館日
大洲児童館 (大洲地域子育て支援センター)	大洲830-1	24-2285	9:00～ 17:00	火曜日、第2第4水曜日、 祝日、年末年始
喜多児童館 (喜多地域子育て支援センター)	若宮625-4	24-2722		
徳森児童センター (徳森地域子育て支援センター)	徳森1809-1	25-4735		
大和地域子育て支援センター	長浜町下須戒8-2	59-3773		土日、祝日、年末年始

ファミリー・サポート・センター

東大洲270-1（総合福祉センター2階）☎57-9996

「子育ての手助けをしてほしい人（利用会員）」と「子育てのお手伝いをしたい人（サポート会員）」が会員となって相互の援助活動をしています。

※会員同士の了承があり、事業の趣旨からそれていなければ、さまざまな依頼内容に対応できます。

子育てサポート「そよ風」（家庭教育支援チーム）

大洲715番地（アフタースクールおおず内）☎24-4580

子育てや子供に関する相談や支援の活動を行っています。

【個別相談】毎週月・火・木・金曜日 9:00～16:00

ひとり親家庭への支援

こども家庭センター

☎57-9919

児童扶養手当

ひとり親家庭の母または父、その母や父に代わり児童を養育している人、父母どちらかが重度の障がい状態にある場合などに支給されます。支給には所得やその他の制限があります。

※児童とは、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある人または20歳未満で中度以上の障がいの状態にある人をいいます。

その他の支援

▷ひとり親家庭医療費助成…市民課 ☎24-1713

▷母子父子寡婦福祉資金（要・事前相談）

▷高等職業訓練促進給付金（要・事前相談）

▷母子父子家庭小口資金貸付

▷自立支援教育訓練給付金（要・事前相談）



保育所・認定こども園

子育て支援課

☎24-5718

保育所

保護者が就労などの理由で、家庭で十分に保育ができない場合、保護者に代わって保育をする施設です。

公立／私立	施 設 名	所 在 地	電話番号	保育標準時間	延長保育	一時預かり (在園児以外)	0才児受け入れ
公立	喜多保育所	中村462-2	24-2749	(月～土) 7:30～18:30			可
	新谷保育所	新谷町甲259-1	25-0600	(平日) 7:30～18:30			可
	粟津保育所	八多喜町甲1253	26-0220				
	南久米保育所	北只411	24-3754				
	徳森保育所	徳森2632-32	25-4020				
	長浜保育所	長浜甲466	52-0453	(土) 7:30～12:00	可		
	大和保育所	長浜町下須戒8-2	59-3755	(平日) ～19:30	可		
私立	大洲乳児保育所	田口甲2530-1	24-4418	(月～土) 7:30～18:30	(平日) ～19:00 (土) ～18:30	(月～土) 7:30～18:30	可

認定こども園

保育所と幼稚園の機能や特長をあわせ持つ施設です。

公立／私立	施 設 名	所 在 地	電話番号	保育標準時間	延長保育	一時預かり (在園児以外)	預かり保育 (幼稚園籍の在園児)
公立	大洲こども園	大洲810-1	24-2919	(平日) 7:30～18:30 (土) 7:30～12:00	(平日) ～19:30		(平日) 14:00～16:30
	東大洲こども園	東大洲85-1	24-3188				
	菅田こども園	菅田町菅田甲1805-3	25-5163				
	肱川こども園	肱川町宇和川65	34-3393				
私立	五郎保育園	五郎甲45-1	23-4478	(月～土) 7:30～18:30			
	悠園	徳森2217-51	25-3936		(平日) ～19:00 (土) ～18:30	(平日) 8:30～16:30	
	愛媛帝京幼稚園	新谷町甲2003-1	25-0602		(平日) ～19:00 (土) ～18:30	(平日) 8:30～16:30	(平日) 7:30～ 9:30 14:00～19:00 (土) 7:30～18:30 (長期休暇中) 7:30～19:00
	大洲プリスクール	田口甲386-1	57-9866				(平日) 14:00～17:00 (長期休暇中) 9:00～14:00

幼稚園

学校教育法に基づいて設置された教育施設です。

公立／私立	施設名	所在地	電話番号	教育時間	預かり保育 (在園児のみ)
公立	久米幼稚園	阿蔵甲579-1	23-2796	(平日) 8:00～15:00	(平日) ～18:00
	平野幼稚園	平野町平地28	23-2889		
	河辺幼稚園	河辺町植松674	39-2808		

地域型保育事業施設

公立／私立	施設名	所在地	電話番号	対象年齢
私立	喜多医師会病院院内保育室	東大洲1563-1	25-1532	0～2歳児
	こころ保育園	若宮483コスモポリタン中野1階	23-9258	

病児保育

子育て支援課

☎24-5718



【実施場所】 病児保育室くれよん（おおくぼこどもクリニック 徳森2264-8 ☎57-9377）

【利用対象者】 生後0カ月から小学校6年生

※病気の種類や症状によっては利用できない場合があります。

【利用時間】

月曜日～金曜日 8:00～18:00

土曜日 8:00～12:30

※日曜・祝日・年末年始は休み

※木曜午後のみの利用はできません。午前中から利

用の場合は午後も利用できます。

【利用料金】

一日利用の場合：2,000円（減免措置あり）

半日利用の場合：1,250円（減免措置あり）

※症状によって保険診療を必要とする場合があります。

一時預かり事業



家庭で保育を受けることが困難となった児童を保育所や幼稚園などで一時的に保育する事業です。利用する場合は、実施施設にお申し込みください。

一般型・余裕活用型 【対象児童】 保育所・認定こども園・幼稚園などに在園していない就学前の児童

実施保育施設	電話番号	利用時間	利用料(日額)	備考
大洲乳児保育所	24-4418	7:30～18:30(月～土)	1,500円	
愛媛帝京幼稚園	25-0602	8:30～16:30(月～土)	1,500円	利用時間外は1時間あたり追加料金250円
悠園	25-3936	8:30～16:30(月～金)	1,500円	昼食代別245円

幼稚園型/預かり保育 【対象児童】 幼稚園、認定こども園の幼稚園籍（1号認定）の在園児

公立認定こども園（大洲こども園、東大洲こども園、菅田こども園、肱川こども園）

区分	保育可能時間		利用料(1回)	実費
平日(月～金)	7:30～ 8:30		100円	
	14:00～16:30		300円	おやつ1食30円
長期休業期間中 月～金曜日 (夏季・冬季・学年末) ※学年始は利用不可	7:30～ 8:30		100円	
	1日	8:30～16:30	600円	給食1食245円
	半日	8:30～12:00	300円	
	※給食なし	13:00～16:30	300円	おやつ1食30円

公立幼稚園（久米幼稚園、平野幼稚園、河辺幼稚園）

区分	保育可能時間		利用料(1回)	実費
通常	15:00～18:00		300円	おやつ1食30円
長期休業期間中 月～金曜日 (学年始・夏季・冬季・学年末) ※給食なし	1日	8:00～18:00	600円	おやつ1食30円
	半日	8:00～13:00	300円	
		13:00～18:00	300円	おやつ1食30円



教 育

学校

教育総務課

☎24-1733

入学・転校

【就学通知書】

入学する年の1月下旬頃、新たに小中学校に入学する子供の保護者あてに就学通知書が届きます。

通知書には子供が入学する学校名や、入学式の日程などが書かれています。

※就学通知書が届かない場合や、県立中等教育・私立などの学校に入学する場合はご連絡ください。

【転校時の手続き】

事前に引っ越しの予定日を在籍校へご連絡ください。



小中学校一覧

【小学校】

施設名	所在地	電話番号
大洲小学校	大洲711	24-2532
喜多小学校	若宮332	24-4565
平小学校	徳森2600	25-3558
久米小学校	阿蔵甲636	24-2312
平野小学校	平野町平地47	24-2326
菅田小学校	菅田町菅田甲703	25-2909
新谷小学校	新谷町甲190-2	25-0803
三善小学校	春賀甲1888	26-0047
栗津小学校	八多喜町甲1101	26-0140
長浜小学校	長浜甲190	52-0073
肱川小学校	肱川町山鳥坂527-1	34-2160
河辺小学校	河辺町植松674	39-2016

【中学校】

施設名	所在地	電話番号
大洲南中学校	大洲1005	24-2211
大洲北中学校	東大洲69-1	24-2227
平野中学校	平野町野田50	24-3309
肱東中学校	菅田町菅田甲1790	25-2910
新谷中学校	新谷甲260-1	25-0056
大洲東中学校	八多喜町甲1225	26-0046
長浜中学校	長浜甲1	52-0303
肱川中学校	肱川町山鳥坂282-1	34-2003

放課後児童クラブ

子育て支援課

☎24-5718

保護者が仕事などにより昼間家庭にいない場合、小学校に就学している児童に、授業の終了後などに適切な遊びや安心安全な生活の場を用意しています。

【開所時間】

平日（月～金） 14:00～18:00

土曜日 8:00～18:00

長期休業期間（月～土） 8:00～18:00

延長保育あり（有料）

【休所日】 日曜日、祝日、お盆、年末年始

【月額利用料】 平日 5,000円

平日（8月） 10,000円

土曜日 2,000円

【その他】 長期休業期間のみ利用も

受け入れ可能



児童クラブ名	所在地	電話番号
大洲児童クラブ1	大洲715	23-1003
大洲児童クラブ2	大洲715	23-1013
喜多児童クラブ1	若宮332	24-4578
喜多児童クラブ2	若宮332	24-4570
喜多児童クラブ3	若宮332	23-9612
平児童クラブ	徳森2600	25-2235
久米児童クラブ	阿蔵甲633-1	24-6168
平野児童クラブ	平野町平地47	24-6169
菅田児童クラブ	菅田町菅田甲703	25-6127
新谷児童クラブ	新谷町甲190-2	25-6128
三善児童クラブ	春賀甲1888	26-1270
栗津児童クラブ	八多喜町甲1101	26-0154
長浜児童クラブ	長浜甲190	52-0075
肱川児童クラブ	肱川町山鳥坂527-2	34-2161
河辺児童クラブ	河辺町植松674	39-2002

就学支援・相談

就学援助

教育総務課

☎24-1733

経済的な理由で就学が困難な児童生徒の保護者に、学用品費や給食費、修学旅行費などの就学に関わる費用の一部を援助します。希望する人は、学校を通して申請してください。



※認定には、所得などの要件があります。

特別な支援が必要な児童・生徒の教育、就学相談

教育総務課

☎24-1733

市内在住の児童・生徒の適正な就学先の決定と一貫した教育支援の充実を図るため、年2回の教育相談を開催しています。

▷第1回教育相談…8月

▷第2回教育相談…12月

青少年相談

青少年センター

☎24-7830

文化振興課内青少年センターで、青少年の悩み相談を行っています。お気軽にご相談ください。

詳しくはお問い合わせください。

平日 9:00～17:00

教育支援センター

おおずふれあいスクール

☎24-1414

不登校および不登校傾向にある児童生徒などに対し、個に応じた学習、自然体験、生活体験などを通して、心の居場所の提供に努めるとともに、在籍校および地域社会への復帰を図るため、国立大洲青少年交流の家との共催により、教育支援センターを設置しています。

【名称】 おおずふれあいスクール

【場所】 北只1086

(国立大洲青少年交流の家自然環境館3階)

【対象】

▷大洲市および近隣地区の小学校、中学校、高等学校などに在籍し、主として心理的・情緒的理由で不登校状態にある児童生徒

▷18歳までのひきこもりがちな青年

【開所日】

月・火・木・金曜日。水曜日は学校チャレンジデーとします。

休日は学校に準じます。

【登録の流れ】

通所を希望する場合は、事前連絡の上で見学・面談をします。その後、保護者や学校と話し合いを持ち、通所が必要と判断されれば登録となります。申込用紙に必要事項を記入の上、提出してください。

※相談だけでもかまいません。お気軽にお電話ください。

奨学金・教育資金貸付

大洲市奨学金

教育総務課

☎24-1733

市では、有用な人材を育成するため、経済的理由により修学困難な学生または生徒に対して奨学金を貸与します。

【応募資格】 次の全てに該当する人

1. 高等学校、高等専門学校、大学（短期大学含む）、専門学校に在学、または進学を希望する人
2. 学業、人物ともに優れ、かつ学業に耐えうる程度の健康な人
3. 学資の支弁が困難であると認められる人
4. 保護者（親権を行う者または後見人）または保護者であった者が大洲市内に居住する人
5. 愛媛県奨学生、その他類似の貸与型奨学金の奨学生（採用内定者を含む）でない人

【貸与月額】

▷高等学校・高校専門学校奨学生

修学金（月額）18,000円

入学準備金 100,000円

▷短期大学・大学奨学生

修学金（月額）30,000円

入学準備金 300,000円

【返還時期】

学校卒業後6カ月を経過した日から10年以内に月賦、半年賦または年賦で返還してください。



介護



介護保険

高齢福祉課

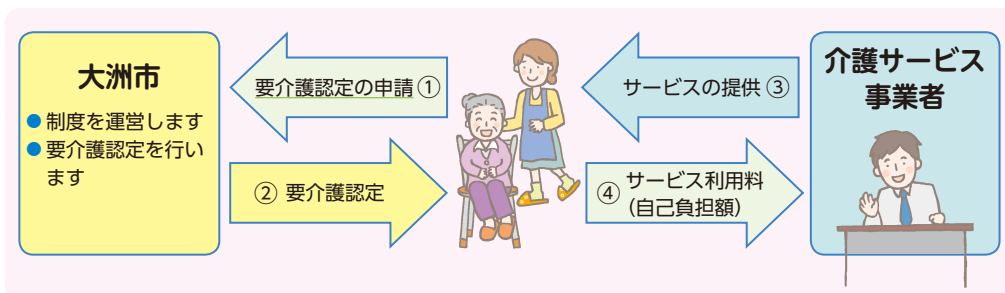
☎24-1714

介護保険のしくみ

介護保険制度は高齢になって介護が必要になっても、安心して暮らすための制度です。40歳以上の人加入者（被保険者）となって保険料を負担し、介護や支援が必要となったときは、（介護や支援がどれくらい必要かを判断する）要介護認定を受けて、

費用の一部を負担することで介護保険サービスが利用できます。

要介護認定を受けた場合に、1割から3割負担で介護保険サービスを利用できます。



40歳以上の全ての人が加入者(被保険者)です

【40～64歳（第2号被保険者）】

保険料は、医療保険の保険料と一括で徴収します。

【65歳以上（第1号被保険者）】

保険料は、年金からの天引きなどで徴収します。
（年金額が年額18万円未満の人は納付書などで納めます）

介護サービス利用方法

【40～64歳（第2号被保険者）】

特定疾病[※]が原因で、介護が必要であると認定された場合にサービスを利用できます。

※特定疾病…加齢と関係がある疾病

筋萎縮性側索硬化症、後縦靱帯骨化症、骨折を伴う骨粗鬆症、多系統萎縮症、初老期における認知症など

【65歳以上（第1号被保険者）】

介護や支援が必要と認定された場合にサービスを利用できます。

- ①相談……………高齢福祉課または地域包括支援センター（高齢福祉課内）へ希望するサービスなどをご相談ください。
- ②認定の申請…高齢福祉課または各支所で認定の申請を受け付けます。申請は、本人または家族のほか、成年後見人、地域包括支援センター、ケアマネジャーなどの代行も可能です。
- ③調査と審査…訪問調査および主治医の意見書に基づき審査、判定を行います。
- ④認定結果……要介護度は7段階^{※1}によって区分されます。要介護度により、サービスの種類・利用上限が変わります。

※1

要介護度	利用できるサービス
要介護1～5	介護サービス
要支援1～2	介護予防サービス、総合事業のサービス

非該当の場合でもサービスが利用できる場合があります。

利用できるサービス



在宅サービス

サービスの種類	内容	要介護	要支援など
訪問介護 (ホームヘルプサービス)	ホームヘルパーなどが、家庭を訪問して、食事、入浴、排せつなどの身の周りの世話をを行います。	●	●
訪問看護	医師の指示のもと、看護師などが家庭を訪問して、健康状態の観察および症状に応じた看護などを行います。	●	●
通所介護 (デイサービス)	デイサービスセンターなどに通い、食事、入浴などの介護や機能訓練などを受けます。	●	●
短期入所生活介護 (ショートステイ)	介護老人福祉施設などに短期間入所して、介護や日常生活上の世話、機能訓練などを受けます。	●	●
認知症対応型通所介護 (認知症対応型デイサービス)	認知症高齢者を対象に、デイサービスセンターなどで日常生活上の支援や機能訓練を行います。	●	●
小規模多機能型居宅介護	デイサービスのような通所サービスを中心に、必要に応じて自宅への訪問による介助や宿泊サービスを提供します。	●	●
定期巡回・随時対応型 訪問介護看護	定期巡回訪問、または随時通報を受けた場合に居宅へ訪問して介護を行うとともに、看護師などによる療養上の世話や診療の補助を行います。	●	—
住宅改修費の支給	手すりの取り付け、段差解消など小規模な住宅改修費の9割～7割を支給します(上限あり)	●	●
福祉用具貸与	歩行器、車いす、介護用ベッドなどをレンタルします。(一部制限あり)	●	●
特定福祉用具購入費の支給	ポータブルトイレ、入浴用のいすなどの購入費の9割～7割を支給します。(上限あり)	●	●

入所系サービス

サービスの種類	内容	要介護	要支援など
介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	自宅で自立生活や介護を受けることが困難な人が入所し、食事、排せつなどの介護を受けて生活する施設です。	●	—
介護老人保健施設	病状が安定している人で、病気やけがなどにより機能訓練などを必要とする人が入所する施設です。	●	—
介護医療院	長期療養のための医療と日常生活上の介護を一体的に提供する施設です。	●	—
特定施設入居者生活介護	介護保険サービス事業所として指定を受けている有料老人ホームなどで、支援や介護が必要な入居者に、介護や日常生活上の世話をを行います。	●	●
認知症対応型共同生活介護 (グループホーム)	認知症の人が少人数で生活しながら、日常生活上の支援を受ける施設です。	●	● (要支援2)

高齢者支援

①高齢福祉課

☎24-1714

②健康増進課

☎23-0310

介護支援…①

- ▷ 家族介護用品支給
- ▷ 家族介護手当支給

認知症支援…①

- ▷ もの忘れ相談
- ▷ 認知症サポーター養成講座
- ▷ 認知症初期集中支援チーム

見守り支援…①

- ▷ 緊急通報装置の貸与
- ▷ 位置情報サービス利用の補助



生活支援…②

- ▷ 高齢者の予防接種
 - ・ インフルエンザ
 - ・ 新型コロナウイルス感染症
 - ・ 肺炎球菌感染症



福祉



障がいのある人

①社会福祉課

☎24-1758

②市民課

☎24-1713

障がい福祉

障がい福祉サービスは、障がいのある人が地域で自立して生活できるよう支援する制度です。

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの人・難病患者などが対象です。（各種手帳をお持ちでない人も、サービスの対象となる場合がありますので、ご相談ください。）手帳の取得については、社会福祉課へご相談ください。

障害者手帳の種類



【身体障害者手帳】

身体の機能障がいの程度により、1級から6級までの等級があります。移動の困難さに応じて第1種と第2種の区分があります。

【療育手帳】

知的障がいのある人に交付します。程度により、A・Bの区分があります。移動の困難さに応じて第1種と第2種の区分があります。

【精神障害者保健福祉手帳】

精神障がいのために長期にわたり日常生活または社会生活への制約がある人に交付します。程度により、1級から3級までの等級があります。

各種手当・給付

特別障害者手当…①

障がい重複するなど精神または身体に著しく重度の障がいがあり、日常生活で常時特別の介護を必要とする在宅の20歳以上の人に支給されます。

【要件】

- ▷障害年金1級程度の障がい重複しているなど著しく重度障がいの状態にある人
- ▷20歳以上で施設に入所していない人
- ▷病院などに引き続き3カ月以上入院していないこと など

障害児福祉手当…①

精神または身体に重度の障がいがあり、日常生活で常時特別の介護を必要とする在宅の20歳未満の人に支給されます。

【要件】

- ▷重度の障がいがあり常時介護を必要とする人
- ▷20歳未満で施設に入所していない人 など
- ※障害児福祉手当は入院中でも支給されます。

特別児童扶養手当…①

身体や精神に中程度以上の障がいのある児童を監護している父か母、または父母に代わって児童を養育している人に支給されます。

【要件】

- ▷児童が20歳未満であること
- ▷日本国内に住んでいること
- ▷児童が社会福祉施設などに入所していないこと

など

重度心身障害者の医療費助成…②

身体障害者手帳1・2級または療育手帳A判定もしくはB（医）判定の人の保険診療にかかる医療費の一部が助成されます。

【要件】

- ▷健康保険に加入していること
- ▷大洲市に住んでいること（例外あり）

日常生活用具費の支給※（要事前申請）…①

障がいの等級・内容や世帯状況によっては、対象外となることもあります。

身体障がい者（児）・難病患者などの日常生活がより円滑になるよう給付しています。

課税世帯は基準額内の1割負担、課税・非課税にかかわらず基準額を超えた場合は自己負担です。

※申請前に購入した場合は対象になりません。

補助具費の支給※（要事前申請）…①

障がいの程度・生活状況などによっては対象外となることもあります。

身体上の障がいを補うための補装具の交付、修理および貸与に関わる費用を支給します。

原則として費用の1割が自己負担で、所得に応じて負担上限額の設定があります。

※申請前に購入した場合は対象になりません。



福祉

障がい福祉サービス

障がいのある人が、自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、個々にあった支援を行うサービスです。介護の支援を受ける「介護給付」、訓練などの支援を受ける「訓練等給付」に分けられており、介護給付（一部を除く）を利用するには障害支援区分認定が必要です。

介護・訓練等給付

	名称	内容
居住生活支援	居宅介護	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護などを行います。
	重度訪問介護	重度の肢体不自由者または重度の知的障がい者もしくは精神障害により行動上著しい困難を有する人であって常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援、入院時の支援などを総合的にを行います。
	同行援護	視覚障害により、移動に著しい困難を有する人が外出するとき、必要な情報提供や介護を行います。
	行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。
	療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います。
	生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護などを行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供します。
	短期入所（ショートステイ）	自宅で介護する人が病気の場合など、短期間、夜間も含めた施設で、入浴、排せつ、食事の介護などを行います。
	重度障害者等包括支援	介護の必要性がとて高い人に、居宅介護など複数のサービスを包括的にを行います。
	自立訓練	自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、身体機能または生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
	就労移行支援	一般企業などへの就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識および能力の向上のために必要な訓練を行います。
	就労継続支援	一般企業などでの就労が困難な人に働く場を提供し、知識向上のために必要な訓練を行います。
住居 夜間 支援	施設入所支援	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護などを行います。
	共同生活援助	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活の援助を行います。

地域生活・障がい児支援

	名称	内容
地域生活支援事業	移動支援	屋外での移動が困難な障がい者に、外出のための支援を行うことで、地域での自立生活や社会参加を促します。
	日中一時支援	日中、短期入所事業所や生活介護事業所などで、障がい者・障がい児に活動の場を提供し、見守り、社会に適応するための日常的な訓練や市が認めた支援を行います。障がい者などの家族の就労支援と障がい者を日常的に介護している家族の一時的な休息が目的です。
	訪問入浴	施設での入浴が困難な重度の障がい者（児）の居宅を浴槽車で訪問し、入浴に必要な支援を行います。
	地域活動支援センター	センターに通うことで、創作的活動または生産活動の機会を持ち、地域社会との交流を促します。
障がい児 支援事業	児童発達支援	未就学の障がい児に日常生活での基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練を行います。
	放課後等デイサービス	就学中の障がい児に、授業の終了後または夏休みなどの休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進を行います。
	保育所等訪問支援	保育所などを訪問し、障がい児に対して障がい児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援その他必要な支援を行います。





保険・年金



国民健康保険

市民課

☎24-1713

こんなときは届け出を（14日以内）

	こんなとき	届け出に必要なもの
加入	職場の健康保険をやめた 職場の健康保険の被扶養者でなくなった	職場の健康保険をやめた証明書（健康保険喪失証明書）
脱退	職場の健康保険に加入した 職場の健康保険の被扶養者になった	国保と職場の健康保険の保険証（後者が未交付の場合は加入を証明するもの）
その他	修学のため、家族と離れて別の住所に住む	保険証、在学証明書または学生証
	保険証を紛失した、汚れて使えなくなった	使えなくなった保険証

▷届け出には、マイナンバーカードや免許証など顔写真がある本人確認書類が必要です。

医療費が高くなった場合

高額療養費

病気などで医療機関などにかかり、医療費を一定額以上負担したときは、年齢・所得に応じた自己負担限度額を超えた分が申請により払い戻されます。

限度額適用・標準負担額減額認定証

「限度額適用・標準負担額減額認定証」を医療機関の窓口提示すれば、1つの医療機関での1カ月ごとの支払額が、高額療養費の自己負担限度額までになります。

マイナンバーカードを健康保険証として利用した場合には、限度額適用・標準負担額減額認定証がなくても、高額療養費制度における限度額を超える支払いが免除されます。

療養費

次のような場合は、いったん全額自己負担となりますが、申請して認められれば一部負担金を除いた額が支給されます。

- ▷緊急のときなどやむを得ない事情で、保険証を持たずに医療機関を受診したとき
- ▷医師が必要と認めてコルセットなどの治療用装具を購入したとき
- ▷海外渡航中に急病で医療機関にかかったとき

後期高齢者医療保険

市民課

☎24-1713



75歳以上の人や一定の障がいのある65歳以上で、申請により広域連合の認定を受けた人が加入する医療保険制度です。

医療費が高くなった場合

高額療養費

1カ月の医療費が高額になったときは、後日、所得に応じて、自己負担限度額を超えた分が支給されます。

限度額適用・標準負担額減額認定証

住民税非課税世帯の人は、「限度額適用・標準負担額減額認定証」を医療機関の窓口提示することで、医療費の窓口負担に負担限度額が適用され、入院時には食事代が減額されます。

療養費

次のような場合は、いったん全額自己負担となりますが、申請して認められれば一部負担金を除いた額が支給されます。

- ▷緊急のときなどやむを得ない事情で、保険証を持たずに医療機関を受診したとき
- ▷医師が必要と認めてコルセットなどの治療用装具を購入したとき
- ▷海外渡航中に急病で医療機関にかかったとき



こんなときは届け出を

こんなとき	届け出に必要なもの
会社を退職したとき	年金手帳または基礎年金番号通知書、資格喪失証明書または離職票など
配偶者の扶養から外れたとき (配偶者が退職した、収入が増えた、離婚したなど)	年金手帳または基礎年金番号通知書、資格喪失日(扶養から外れた日)の分かる書類または離職票
海外に転出するとき	年金手帳または基礎年金番号通知書
任意加入するとき	年金手帳または基礎年金番号通知書

国民年金保険料

保険料は日本年金機構が発行する納付書で直接納付するか、口座振替・クレジットカードによる納付・電子納付で納めることができます。

前納制度

保険料をまとめて納めることにより保険料が割引になります。前納制度と口座振替をセットにすることでさらに割引が大きくなります。

※保険料を未納のままにしておくと、障がいや死亡といった不測の事態が生じたときの「障害基礎年金」・「遺族基礎年金」を受けられない場合があります。

国民年金保険料の免除・猶予制度があります

経済的な理由で保険料の納付が困難な場合は、「免除」または「猶予」されます。

制度の種類		内 容
申請免除	全額免除	本人、配偶者、世帯主それぞれの前年所得が一定額以下の場合や失業などの理由がある場合、申請により承認されると保険料の納付が全額または一部免除となります。 ※一部免除が承認された場合、納付すべき保険料を納めていない期間は、未納扱いとなりますのでご注意ください。
	一部免除 ▷ 4分の3免除 ▷ 半額免除 ▷ 4分の1免除	
納付猶予 (50歳未満の人)		本人、配偶者それぞれの前年所得が一定額以下の場合、申請により承認されると保険料の納付が猶予されます。
学生納付特例		前年の所得が基準額以下の学生は、申請により承認されると保険料の納付が猶予されます。
産前産後期間免除		出産予定月（または出産月）の前月から4カ月間（多胎妊娠の場合は3カ月前から6カ月間）の保険料が申請により免除されます。免除期間は、保険料を納付したものとみなされます。出産予定日の6カ月前から届け出できます。

【手続きに必要なもの】

- ▷ 年金手帳または基礎年金番号通知書
- ▷ 退職したとき…離職票または雇用保険受給資格者証
- ▷ 学生納付特例申請…学生証か在学証明書（原本）
- ▷ 産前産後期間免除申請…母子手帳など



救急・健康



救急診療

健康増進課

☎23-0310

初期（一次）救急病院

大洲喜多休日夜間急患センター ☎23-1156

夜間や休日に急に具合が悪くなった人の診察を行います。（診療科目：内科）

【診療時間】

平日、土曜 19:00～22:00

日曜 9:00～18:00、19:00～22:00

祝日 9:00～18:00

二次救急病院

市立大洲病院ほか

圏域内の病院が輪番制で対応しています。当番病院は30ページ、広報おおず、公式ホームページまたは電話（24-7000）で確認してください。

子供の休日当番医

近隣市町の小児科医と連携して、日・祝日、年末年始に輪番で診察をしています。当番病院は広報おおず、公式ホームページで確認してください。

えひめ救急電話相談

☎#7119 つながらない場合は、☎089-909-9935
または☎0120-79-7119

病気やけがの際、病院に行くべきか救急車を呼ぶべきか迷ったときに、医師や看護師などが相談対応します。

【利用時間】 24時間365日

子ども医療電話相談

☎#8000 または☎089-913-2777

急に子供の体調が悪くなった際、医師や看護師などが家庭での応急対処の方法などを電話でアドバイスします。

【利用時間】 平 日 19:00～翌朝8:00
土 曜 13:00～翌朝8:00
日・祝 8:00～翌朝8:00

各種健診

健康増進課

☎23-0310

項目		対象者 (年齢は年度末時点)	検査方法・内容	自己負担金	
				集団	個別
基本健診	特定健診	40～74歳 ▷国民健康保険加入者 (受診券5月中旬郵送) ▷社保被扶養者（ご加入の 保険者にご確認ください）	▷身体計測 ▷血圧測定 ▷尿検査 ▷血液検査 ▷診察	無料	無料
	後期高齢者健診	健診当日75歳以上	▷腹囲測定（40～74歳） ▷心電図（40～74歳）（後期高齢 者は医師の指示により実施）	無料	無料
	39歳以下健診	20～39歳	※眼底、貧血検査は医師の指示に より実施	無料	—
がん検診	肺がん検診 (どちらかを選ぶ)	X線健診 40歳以上	胸部X線検査	500	—
		CT健診 40歳以上	胸部CT検査	3,000	—
	大腸がん検診		便潜血検査（2日分）	500	—
	胃がん検診		胃部X線検査（バリウム）	500	—
	子宮頸がん検診		子宮頸部の細胞診検査	500	500
	乳がん 検診	マンモグラフィ検査 40歳以上の女性	乳房X線検査	500	—
		乳房超音波検査 20～39歳の女性	超音波検査	500	—
その他	前立腺がん検診		血液検査（PSA検査）	500	—
	骨粗しょう症検診		超音波による骨量測定 (かかとの骨)	500	—
	肝炎ウイルス検査		血液検査 B・C型肝炎ウイルス	無料	—
その他	歯周病検診		問診 口腔内検査 ブラッシング指導	—	600

*75歳以上の人は、肺CT検診・前立腺がん検診以外の項目は無料で受けられます。



農林水産業

農林水産業に関する支援制度など

農 業

担い手支援 農林振興課 ☎24-1727

認定農業者・認定新規就農者になれば、さまざまな補助が受けられます。

集落営農の法人化・組織化を行う場合も、国の補助を受けられる場合があります。基準があり、市の認定が必要です。詳しくは農林振興課に事前に相談してください。

経営の不安定な就農初期段階の50歳未満の認定新規就農者に資金の交付があります。

経営開始資金（旧：農業次世代人材投資資金）

【概要】

経営開始3年目まで年間150万円の資金を交付

【要件】

- ▷ 独立自営就農していること
- ▷ 経営開始5年目までに農業で生計が成り立つ実現可能な計画を作成していること（目安：所得250万円・労働時間2,000時間）
- ▷ 原則として前年の世帯（親子および配偶者の範囲）所得が600万円以下であること など

経営発展支援事業

【概要】

新規就農する人に、機械・施設などの導入にかかる経費の上限1,000万円（経営開始資金の交付対象者は上限500万円）に対し、その3/4に当たる資金を交付。

【要件】

- ▷ 事業実施年度またはその前年度に新規就農し、独立・自営就農をするものであること
- ▷ 本人負担分の経費について、融資機関から融資を受けること など

農業者年金 農業委員会 ☎24-1726

農業者の老後の生活安定を目的とした積立制度です。

国民年金第1号被保険者で、年間60日以上農業に従事する60歳未満の人が対象です。保険料額は選ぶことができ、いつでも見直せます。支払った保険料は、全額社会保険料控除の対象になります。

【受給】

65歳から75歳未満の間で、裁定請求により受給開始となります。終身年金で、80歳までに死亡した場合、死亡一時金が支払われます。JA金融窓口で申請できます。

林 業

農林振興課

☎24-1727

こんなときは届け出を

森林の立木を伐採するとき

森林所有者などが森林の立木を伐採する場合、目的、樹種、方法、面積などにかかわらず、事前に届け出をしてください。

【届出者】

- ▷ 森林所有者が自分で伐採するときは、森林所有者
- ▷ 山林の立木を買い受けて伐採するときは、買受人と森林所有者の連名

【届出時期】

伐採を始める30日前まで（受け付けは90日前から）

森林の所有者となったとき

個人・法人を問わず、売買や相続などにより森林の土地を新たに取得した人は、面積に関わらず届け出をしてください（国土利用計画法に基づく土地売買契約の届け出を提供している人は除く）。

【届出時期】

土地の所有者となった日（登記が完了した日）から90日以内

【必要書類】

- ▷ 登記事項証明書（写しも可）または土地売買契約書など権利を取得したことが分かる書類の写し
- ▷ 土地の位置を示す図面

水産業

農山漁村整備課

☎24-1743

水産業への支援

水産制度資金

一定の条件を満たす漁業者などが、経営の近代化または改善、維持管理をするために借り受けた資金に、利子補給を行います。

「漁業近代化資金」、「農林漁業共同化資金」がありますのでご相談ください。

※その他の支援制度は市ホームページで確認してください。





生涯学習・地域コミュニティ

スポーツ・文化施設一覧

スポーツ施設（運動公園・球場など）

スポーツ振興課 ☎24-1734

施設名	内 容	開館時間	休館日	申込先
大洲市総合体育館 (若宮625-4)	メインアリーナ・ 格技室など	9:00~22:00	年末年始	体育館事務所 ☎24-6255
八幡浜・大洲地区 運動公園 (平野町野田乙1644)	野球場・サッカー テニスコートなど	8:30~22:00	年末年始	運動公園事務所 ☎23-5524
	プール	10:00~16:00	夏季のみ開園	
大洲市体育センター (平野町野田乙1644)	バレーボール・ バドミントンコートなど	8:30~22:00	年末年始	運動公園事務所 ☎23-5524
大洲市徳森公園 (徳森2280番地2)	ソフトボール・サッカー	8:30~22:00	年末年始	平コミュニティセンター ☎25-1131
	テニスコートなど	8:30~日没		
長浜スポーツセンター (長浜甲19-8)	バレーボール・ バドミントンコートなど	8:30~22:00	年末年始	長浜支所 ☎52-1111
大洲市晴海 ふれあいパーク (長浜町晴海3-43)	ソフトボール場・ テニスコート	8:30~22:00	年末年始	長浜支所 ☎52-1111
大洲市高砂運動場 (肱川町宇和川3390)	ソフトボールなど	8:30~22:00	年末年始	肱川中央コミュニティセンター ☎34-2307
大洲市大駄場 ふれあい広場 (肱川町予子林119)	ソフトボールなど	8:30~22:00	年末年始	肱川中央コミュニティセンター ☎34-2307
大洲市肱川農業者 トレーニングセンター (肱川町宇和川3386)	バスケットボール・ バレーボールなど	8:30~22:00	年末年始	肱川中央コミュニティセンター ☎34-2307
河川敷グラウンド (若宮地先)	ソフトボール・ サッカーなど	—	—	スポーツ振興課 ☎24-1734
多目的グラウンド (中村地先)	ソフトボール・ サッカーなど	—	—	スポーツ振興課 ☎24-1734

文化施設

文化振興課 ☎57-9993

施設名	内 容	開館時間	休館日	問い合わせ先
大洲市民会館	各種式典、発表会や 会議などに幅広く利用	9:00~22:00	毎週月曜日※1・ 年末年始	☎24-4105
大洲市立博物館	大洲市の歴史・ 自然・民俗資料などを展示	9:00~17:00	毎週月曜日※1・ 年末年始	☎24-4107
大洲市埋蔵文化財 センター	市内の遺跡で出土した 考古資料などを展示	9:00~17:00	毎週日曜・月曜日・ 祝日・年末年始 ※2	☎23-0076
大洲市河辺歴史民俗 資料館	木蟬作りの道具など 民俗資料を展示や紹介	8:30~17:00	毎週月曜日・祝日の 翌日・年末年始 ※3	河辺支所 ☎39-2111

※1 月曜日が祝日と重なる場合は翌平日が休館日 ※2 臨時休館あり ※3 来館の際には事前確認が必要

図書館

施設名	開館時間	住所	電話番号
大洲市立図書館	9:30~18:00	東若宮17-5	☎59-4111
長浜分館	9:30~18:00	長浜甲480-3	☎52-1121
肱川分館	9:30~18:00	肱川町山鳥坂73	☎34-2319
河辺分館	9:30~17:00 (火~金) 9:30~13:00 (土、日)	河辺町植松547	☎39-2551



図書館
ホームページ

休館日：毎週月曜日・年末年始、図書整理日（毎月月末）、特別整理期間

コミュニティセンター一覧

地域振興課

☎57-9989

☆の施設は連絡所を兼ねる

【大洲地区】

施設名	所在地	電話番号
肱南コミュニティ	大洲678-1	24-3161
久米コミュニティ	阿蔵甲466-2	23-3527
肱北コミュニティ	中村618-1	24-6302
若宮コミュニティ	若宮351-2	59-1256
五郎コミュニティ	五郎甲2072	24-3563
田口コミュニティ	田口甲2240	57-6290
平コミュニティ	徳森2280-2	25-1131
平野コミュニティ	平野町平地25-3	24-2431
平地上分館	平野町平地3655	—
南久米コミュニティ ☆	北只58-1	24-2208
菅田コミュニティ ☆	菅田町菅田甲740	25-2901
大川コミュニティ ☆	森山乙437-7	27-0200
蔵川分館	蔵川甲2236-2	27-0522
柳沢コミュニティ ☆	柳沢甲738-1	25-2400
田処分館	田処甲213	25-1266
新谷コミュニティ ☆	新谷乙1507-3	25-0024
喜多山分館	喜多山乙281-2	25-0196
三善コミュニティ ☆	春賀甲950-2	26-0120
八多喜コミュニティ ☆	八多喜町甲63-2	26-0145
上須戒コミュニティ ☆	上須戒甲1277-1	26-0146

【河辺地区】

施設名	所在地	電話番号
河辺コミュニティセンター	河辺町植松547-1	39-2551
植松分館	河辺町植松381	—
坂本分館	河辺町横山2177-1	39-2810
大伍分館	河辺町三嶋1912	39-2540
北平分館	河辺町北平1203	39-2812

【長浜地区】

施設名	所在地	電話番号
長浜コミュニティ	長浜甲727-2	52-1138
沖浦コミュニティ	長浜町沖浦丙2192-3	52-0530
今坊コミュニティ ☆	長浜町今坊甲2054	52-0423
櫛生コミュニティ ☆	長浜町櫛生甲196-3	53-0101
出海コミュニティ ☆	長浜町出海甲1264-1	53-0013
大和コミュニティ ☆	長浜町下須戒甲668-1	52-2831
豊茂コミュニティ ☆	豊茂甲532	57-0303
白滝コミュニティ ☆	白滝甲31-1	54-0301
戒川分館	戒川乙902-6	—
柴分館	柴甲868-2	—

【肱川地区】

施設名	所在地	電話番号
肱川中央コミュニティ	肱川町山鳥坂73	34-2307
正山コミュニティ ☆	肱川町名荷谷1884-2	34-3116
大谷コミュニティ ☆	肱川町大谷2945-1	34-2133
岩谷コミュニティ ☆	肱川町山鳥坂2592	34-2974
予子林コミュニティ ☆	肱川町予子林1860	34-2203

【開館時間】 平日 8:30~17:15 (分館除く)

【貸館時間】 8:30~22:00

【休館日】 12月29日から翌年1月3日まで

施設利用方法など詳しくは各施設へ問い合わせてください。





ごみ・環境



ごみ・暮らし

環境生活課

☎57-9966

ごみの分け方・出し方

各地区で収集日が異なります。ごみ出しカレンダーでご確認ください。

ごみ出しカレンダーは毎年3月に各世帯へ配られます。

令和6年度 脳南地区①

ごみ出しカレンダー

【脳南地区①】大洲1、大洲2、大洲3、大洲4、大洲5、大洲6、大洲7、大洲8、大洲9、大洲10、大洲11、大洲12、大洲13、大洲14、大洲15、大洲16、大洲17、大洲18

ごみ出しカレンダーは、ごみ分別表と合わせてご活用ください。ごみ分別表は、ごみ分別表の裏面に掲載されています。

※5月3日～5日と8月13日～15日のみ、ごみ出しカレンダーに記載の収集日とは異なります。必ず当日の収集時刻までに出してください。

令和6年4月 April							令和6年5月 May							令和6年6月 June						
日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6		1	2	3	4	5	6	7	1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14	8	9	10	11	12	13	14	8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21	15	16	17	18	19	20	21	15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28	22	23	24	25	26	27	28	22	23	24	25	26	27	28
29	30						29	30	31					29	30					

令和6年7月 July							令和6年8月 August							令和6年9月 September						
日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7	1	2	3	4	5	6	7	1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14	8	9	10	11	12	13	14	8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21	15	16	17	18	19	20	21	15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28	22	23	24	25	26	27	28	22	23	24	25	26	27	28
29	30	31					29	30	31					29	30					

※15日のごみ収集は休みです。

※ごみ分別表は、ごみ分別表の裏面に掲載されています。

※10月以降は裏面をご確認ください。

ごみの詳しい分け方・出し方は、「ごみ分別辞典」を参考としてください。

「ごみ分別辞典」は、本庁舎・長浜・肱川・河辺支所の窓口にも設置しています。また、市ホームページにも掲載しています。



ごみ分別辞典

(五十音順)

大洲市

令和6年11月21日現在

家庭ごみ

市が収集しているごみは、一般家庭の日常生活に伴って出るごみだけです。

地域によって収集日などが異なりますので、ご注意ください。

〇燃やすごみは、大洲市環境センターに直接持ち込むこともできます。(有料) (☎26-1615)

【搬入時間など】

月曜日～金曜日(祝日含む) 8:30～16:30

土曜日 8:30～12:00

毎月第1日曜日 8:30～12:00

〇埋め立てするしかないごみは、大洲市不燃物埋立地に搬入することができます。(有料) (☎24-7053)

ただし、搬入できるごみは限られますので「家庭ごみ7種分別表」裏面をご確認ください。

粗大ごみ(有料)

まず、予約の電話をしてから粗大ごみ処理シール(1個当たり1,050円)を購入し、収集日当日に粗大ごみ処理シールを貼って出してください。

※「家庭ごみ7種分別表」を参考としてください。

【大洲地域・肱川地域・河辺地域】

粗大ごみ受け付け専用電話(☎24-0530)で予約してください。

※地域によって収集日が決まっています。

【長浜地域】

収集日の前日までに長浜支所(☎52-1113)に電話で予約をしてください。

廃食用油(天ぷら油など)の回収

家庭から出る廃食用油(天ぷら油など)の回収を行っています。回収された廃食用油は、軽油の代替燃料であるバイオディーゼルとして再利用されます。

【回収する油類】

菜種油・キャノーラ油・大豆油・コーン油・ごま油・紅花油・オリーブ油・ひまわり油・サラダ油などの植物油で液体状のもの(使用期限切れや未開封の油も回収します)

【回収しない油類】

ラードなどの動物性油脂・バターやマーガリンなどの固形状のもの・エンジンオイルなどの鉱物系の油

【回収方法】

天かすなどの不純物を取り除いた廃食用油を、ペットボトルに入れ、回収ボックスに容器ごと入れてください。

【回収ボックスの設置場所】

市役所、各支所、総合福祉センター、各コミュニティセンター

生ごみ処理容器などの購入補助

各家庭から排出される生ごみの減量と堆肥としての資源化をはかるため、ごみ処理容器および電気式生ごみ処理機の購入に対し補助を行っています。



【補助要件】

市内に住所を有し、現に居住している人

【補助内容】

生ごみ処理容器（コンポスト）

- ▷ 一世帯5年間で2基まで
- ▷ 1基につき限度額4千円

電気式生ごみ処理機

- ▷ 一世帯5年間で1基まで
- ▷ 購入価格の2分の1（限度額2万円）

ペットの取り扱い

環境生活課

☎57-9966



不適切な飼い方による、ふん尿・悪臭・鳴き声・放し飼いなどの苦情が寄せられています。飼い主は次のことについて心掛けましょう。

犬は・・・

- ▷ 放し飼いをしない
- ▷ ふん尿は責任を持って始末をする
- ▷ 十分な運動をさせて無駄吠えを防止する
- ▷ 適切な頭数を飼う

猫は・・・

- ▷ 室内で飼う
- ▷ 迷子札（身元の表示）をつける
- ▷ 不妊・去勢の手術を受けさせる
- ▷ 野良猫に餌を与えない

不明犬・猫のお問い合わせ

不明になった犬・猫の情報は、環境生活課・各支所までお問い合わせください。

犬の登録・狂犬病予防接種

登録を申請

鑑札の交付

狂犬病予防注射

死亡届出書を提出

犬を飼った

30日以内

（生後90日以内の犬は、
生後90日を経過した日）

登録は犬の生涯に一度です

登録手数料 3,000円

犬が生後
91日以上
なったら

年に1回は
予防接種を受けましょう。



犬が死亡した

30日以内

必要なもの

鑑札・注射済票

登録手続きができる場所

- 1 環境生活課・各支所窓口(随時)
- 2 集合注射会場(毎年4月ごろ)

予防接種ができる場所および予防接種料
(予防注射済票交付手数料を含む)

- 1 市が行う集合注射会場
- 2 動物病院
接種を希望する病院に直接お問い合わせください。

提出先

環境生活課
各支所

捨て犬・捨て猫の禁止

- ▷ 犬・猫を捨てない
- ▷ みだりに捨てると、「動物の愛護及び管理に関する法律」により罰せられます。
- ▷ 飼えないときは、新しい飼い主を探しましょう。

野犬対策

野犬、放し飼いなど犬に関する苦情については、環境生活課・各支所に相談してください。



上下水道



水道

上下水道課（水道）

☎24-3753

こんなときは届け出を（水道）

次のようなときは、上下水道課、肱川支所または河辺支所まで届け出てください。

- ▷新たに水道を使用するとき
- ▷引っ越しのとき
- ▷使用者や所有者が変わったとき
- ▷水道を止めたいとき
- ▷長期にわたって水道を使用しないとき

通常の開始・中止などは電話での手続きが可能です。手続きは開始・中止希望日の**2営業日**前までにご連絡ください。

水道料金の支払いは、「口座振替」が便利

各金融機関、または郵便局で申し込んでください。「口座振替依頼書」は、上下水道課、各支所および市内の金融機関にあります。

【取扱金融機関】

伊予銀行・愛媛たいき農業協同組合・愛媛銀行・愛媛信用金庫・香川銀行・四国労働金庫・ゆうちょ銀行・郵便局

【手続きに必要なもの】

通帳、お届け印、使用者番号が分かるもの（上下水道使用水量のお知らせなど）

納入期限内に水道料金の支払いがない場合、給水を停止することがあります。ご注意ください。

水道メーターの検針にご協力ください

2カ月に1回、検針員が使用水量の検針を行っています。メーターボックスの上に物や車を置かない・飼犬はメーターボックスから離れた場所につなぐなどご協力をお願いします。

漏水に注意

蛇口をすべて閉めてから、水道メーターを見てください。星形のパイロットか1リットル針が動いていたら、漏水の可能性があります。市指定給水装置工事事業者で早めに修理してください。（修理費用は個人負担）

定期的に水道メーターを確認する習慣をつけてください。

漏水した場合、減免の対象となることがあります

次に該当する場合

- ▷量水器より宅内側の漏水で、特に発見が困難であると認めたとき
- ▷大洲市の水道施設管理上の不備に起因する漏水であると認めたとき
- ▷火災などの不可抗力による漏水であると認めたとき

水道が故障したとき

市指定給水装置工事事業者へ依頼してください。（修理費用は個人負担）

市指定給水装置工事事業者は、市のホームページで確認してください。



メーター器の取り替え

計器の誤差をなくすため、有効期間が決められています。取り換えの際は、業者が訪問します。ご協力ください。

し尿処理

環境生活課

☎57-9966

くみ取り口付近や作業通路を整頓しておいてください。手数料は、くみ取り量に応じて決まります。

簡易水洗トイレは、便槽の容量によってあふれる場合がありますので、注意してください。

し尿くみ取りの申し込みは、それぞれの地区の担当業者へ直接申し込んでください。

担当地区	業者名	電話番号
肱南、西大洲、久米、平野、南久米	上石衛生社	24-2655
平（徳森：城・野久保・野田・土肥）、 菅田、大川、柳沢、肱川、河辺	大洲喜多衛生業 共同企業体	26-0333
肱北、喜多（五郎5区、慶雲寺を除く）、 平（市木）	（有）中村衛生社	25-6150
新谷、三善、喜多（五郎5区、慶雲寺）、 八多喜の一部、平（徳森：中山東・中山 山西・小鳥越・西松ヶ花）	（有）脇坂衛生	43-1861
上須戒、八多喜（表米津、湯の子の一部）、 長浜	（有）青松興業	52-0472

こんなときは届け出を（下水道）

汚れた水を集めてきれいな水によみがえらせる下水道は、快適な生活を支える重要な施設です。

次のようなときは、上下水道課までご確認ください。

- ▷新たに下水道を使用するとき
- ▷引っ越しのとき
- ▷使用者や所有者が変わったとき
- ▷使用を中止・廃止したいとき
- ▷井戸水を使い、その汚水を下水道へ排水している人で使用人数に変更があるとき

対象区域

肱南・肱北地区の一部

受益者負担金

下水道が整備された区域内に土地を所有されている人は、土地面積1㎡あたり370円の負担金の納付が必要です。

融資あっせん制度

下水道処理区域内において、くみ取り便所を水洗トイレに改造するとき（浄化槽を廃止して汚水ますへ接続する工事を含む）、工事費を一度に負担することが困難な人に対して融資をあっせんし、その利子を大洲市が助成する「水洗便所改造資金融資あっせん制度」（1件あたりの融資限度額：50万円）があります。

使用料

下水道使用料は井戸水・上水道の使用水量に応じて算定し、毎月請求します。

支払いは、便利な口座振替をご利用ください。

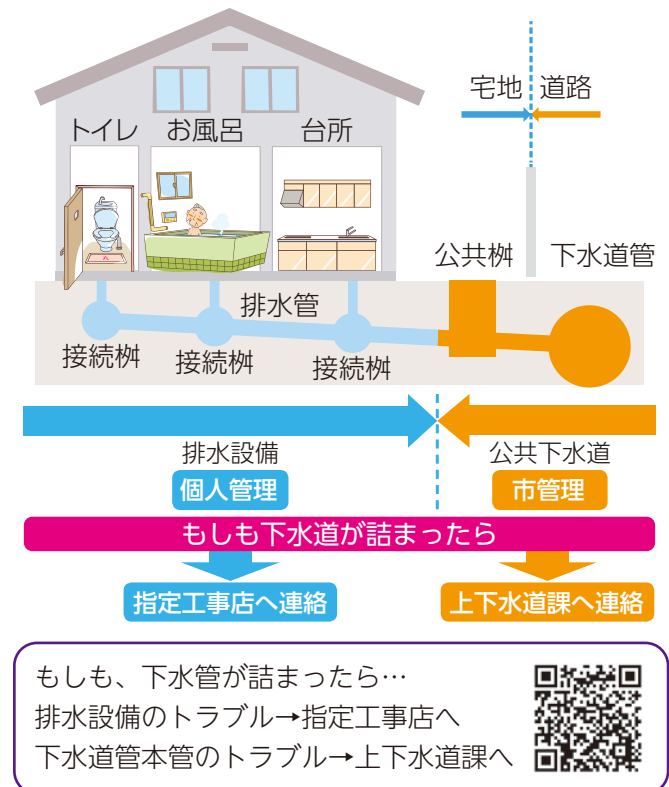
排水設備の維持管理

排水設備工事・維持管理

家庭内の雑排水（台所、風呂、水洗トイレなどの汚水）を下水道に流すために設置された排水管などの施設を排水設備といいます。

下水道の供用開始後、排水設備の工事を行うことで、下水道に接続し生活排水を流すことができます。（排水設備工事・維持管理は個人負担）

排水設備（分流式下水道の場合）



浄化槽設置補助金

生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、浄化槽を設置する人に設置費用の一部を予算の範囲内で補助しています。



【対象区域】

市内全域

ただし、次の区域を除きます。

- ▷公共下水道事業計画区域（肱南・肱北地区の一部）
- ▷農業集落排水処理区域（八多喜地区の一部）

「単独処理浄化槽」または「くみ取り便槽」から浄化槽へ入れ替えて設置するとき

	5人槽	7人槽	10人槽
本体工事	332,000円	414,000円	548,000円
宅内配管工事	300,000円（加算）		
既存槽撤去工事	単独処理浄化槽の撤去 120,000円（加算） くみ取り便槽の撤去 90,000円（加算）		
雨水貯留槽改造工事	90,000円（加算） ※単独処理浄化槽のみ		

住宅の新築などに伴って浄化槽を設置するとき

	5人槽	7人槽	10人槽
本体工事	166,000円	207,000円	274,000円



住まいの安全に関する補助

住まいの耐震化

地震が発生した場合、古い木造住宅は非常に危険です。市では、木造住宅の耐震診断・改修にかかる費用の一部を補助しています。

(1)耐震診断

次のどちらかを利用できます。

- ▷評価手数料のみ（3,000円または9,900円）の個人負担で利用できる**派遣制度**
- ▷診断費用の3分の2（最大4万円）の補助を受けられる**補助制度**

【対象】

昭和56年5月31日以前に着工された一戸建て木造住宅で2階建て以下、延べ床面積が500㎡以下で、構造が一定の要件を満たす工法のもの

(2)耐震改修

【対象】

上記の耐震診断を受け、耐震改修工事が必要と判断されて、地震に対して安全な構造となるように工事を行う住宅

※評価委員会などで耐震改修計画の評価を受けたものに限る

【補助金額】

- ▷最大100万円（費用の5分の4以内）
- ※耐震改修工事に直接関係しないリフォームなどは対象外

(3)耐風改修

【対象】

上記の耐震改修工事と一体として瓦屋根の改修（脱落・飛散防止）を行う場合の補助加算制度

※建築士や瓦屋根診断技師などが行う耐風診断を受けた住宅に限る

【補助金額】

- ▷最大55.2万円（費用の100分の23以内）
- ※耐風診断費用は対象外



ブロック塀などの安全対策

地震によるブロック塀などの倒壊から人命を守り、安全な避難路を確保するため、危険なブロック塀などの除去または建て替えにかかる費用の一部を補助しています。

【対象】

安全対策が必要と診断され、避難路沿道などに面するブロック塀など

（注）補強コンクリートブロック造、組積造（れんが造、石造、コンクリートブロック造）

※申請には施工業者の点検結果（点検表）が必要

【補助金額】

- ▷最大30万円（費用の3分の2以内）
- ※費用は1m当たり8万円を限度

危険空き家の除却対策

安全安心な生活環境の確保や良好な地域景観の保全、災害の防止を図るため、危険な空き家の除去にかかる費用の一部を補助しています。

【対象】

主として居住の用に供する建築物（倉庫、車庫、その他の建築物が付属する場合は、それらの建築物を含む。）であって居住その他の使用がなされていないことが常態であり、下記の条件を満たすもの

- ①構造の腐朽・破損が著しく危険であり、住宅地区土地改良法に基づく建物の不良度判定が100点以上となるもの
- ②建物が2戸以上立ち並ぶ道路の沿道にあること
- ③倒壊すれば前面道路をふさぎ、避難などに支障をきたす恐れがあるもの

【補助金額】

- ▷最大80万円（費用の10分の8以内）
- ※建物内の家財道具などの処分費用や建物撤去後の舗装工事費用、庭木などの伐採費用などは対象外

家を建てる・買う

建物を建築するときの手続き

新築・改築・増築などをするときには、工事に着手する前に建築確認申請書などを県（受付は市）または民間確認検査機関へ提出してください。

公営住宅

公営住宅、特定公共賃貸住宅、定住促進住宅、市単独住宅があります。

【申し込み】

年1回（募集開始：10月上旬、抽選会：10月中旬ごろ）

締め切り後も随時申し込みできますが、抽選会で決定した入居順位後になります。

【入居資格】

▷地方税を滞納していない人

▷同居し、または同居しようとする親族（婚姻の届け出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある人、婚姻の予約者および「大洲市パートナーシップ宣誓制度」の受領証などを持った人を含む）があること

※特に必要と認めるときは、この限りではありません

▷申し込む世帯の総所得が、基準額を超えていないこと

▷住宅に困窮していることが明らかな人

▷申し込む世帯に暴力団員がいないこと

※特定公共賃貸住宅、定住促進住宅は、入居資格が異なります。詳しくはお問い合わせください

【申し込みに必要なもの】

▷入居申込書

▷住民票（世帯全員分）

▷マイナンバーカード（世帯全員分）

▷所得・課税証明書（世帯全員分）

▷未納がない証明書または納税証明書

▷その他（婚約を証明できる書類、パートナーシップ宣誓書受領証、障害者手帳などの写し、離職証明書、失業保険受給証明書または生活保護受給証明書など）



空き家をきちんと管理しましょう

日常的に使用・管理されていない建物は、居住中の建物と比べて傷みやすいといわれています。換気がほとんどされないことから湿気が内側にこもり、木材部分を腐らせるなど老朽化が進みます。

空き家の放置がトラブルの原因に

①倒壊・破損のトラブル

▷地震や台風で瓦が飛んで、他の建物を傷めたり、人にけがをさせたりする

※建物の保存に問題があり他人に損害を与えた場合、損害賠償責任を負うことになります。庭木や生け垣が原因で発生した事故も損害賠償責任を問われることがあります。

②不審火などの火災

▷放火などのターゲットとして狙われやすい

③防犯や防災上のトラブル

▷空き家に侵入した不審者による放火や犯罪の温床となる

▷地震発生時に倒壊し、避難経路をふさいだり、火災を広げたりして二次災害を招く

④景観、衛生上のトラブル

▷草が生い茂ってハチが巣を作ったり、野生動物がすみついたりする

▷ごみなどが不法投棄され、ハエや蚊を繁殖させ苦情が出る

空き家に関するお悩みはありませんか？

空き家などがもたらす問題は、防災・衛生・景観などの地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼします。

ご自分が所有している空き家や近隣の空き家について、不安や問題などでお悩みはありませんか？空き家に関する相談窓口を開設していますのでお気軽にご相談ください。

知っておきたい連絡先

市役所など

大洲市役所(代表)	☎24-2111	大洲690-1
長浜支所	☎52-1111	長浜甲480-3
肱川支所	☎34-2311	肱川町山鳥坂73
河辺支所	☎39-2111	河辺町植松548
市民サービスセンター	☎25-7001	東大洲1702-1

▷コミュニティセンター、連絡所…[23ページ](#)

保健・福祉関係施設

総合福祉センター	☎23-0294	東大洲270-1
老人福祉センター	☎23-0312	東大洲270-1
大洲市保健センター (健康増進課)	☎23-0310	東大洲270-1
長浜保健センター	☎52-3055	長浜甲576
肱川保健センター	☎34-2340	肱川町山鳥坂73

▷子育て支援センター…[9ページ](#)

▷保育所・認定こども園…[10ページ](#)

教育関係施設

▷幼稚園…[10ページ](#)

▷小学校、中学校、放課後児童クラブ…[12ページ](#)

スポーツ・文化施設

▷スポーツ施設、文化施設…[22ページ](#)

▷図書館…[23ページ](#)

消防・防災・警察

消防本部	☎24-0119	大洲1034-4
長浜支署	☎52-0119	長浜甲461-1
川上支署	☎34-2851	肱川町宇和川2992-1
火災・消防の問い合わせ	☎24-7000	
防災行政無線 テレホンサービス	☎0120-00-8863	
防災センター	☎59-1451	若宮1869-1
大洲警察署	☎25-1111	東大洲1686-1

救急当番病院

曜 日	昼間帯【8:30~17:30】	夜間帯【17:30~8:30】
月・火	市立大洲病院(西大洲) ☎24-2151	
水	加戸病院(内子町) ☎44-5500	喜多医師会病院(東大洲) ☎25-0535
木	大洲記念病院(徳森) ☎25-2022	市立八幡浜総合病院(八幡浜市) ☎0894-22-3211
金・土	大洲中央病院(東大洲) ☎24-4551	
日	大洲中央病院(東大洲) ☎24-4551(~18:00)	市立八幡浜総合病院(八幡浜市) ☎0894-22-3211

えひめ救急電話相談

▷県内のプッシュ回線・携帯電話から **#7119**

▷ダイヤル回線・IP電話から ☎0120-79-7119

子ども医療電話相談 #8000

詳しくは[20ページ](#)をご覧ください。

大洲市公式LINE 友だち登録で市役所からののお知らせを受け取りましょう

企画情報課 ☎24-1738

みなさんにより多くの情報をいち早くお届けするため、コミュニケーションアプリ「LINE(ライン)」の大洲市公式アカウントを開設しています。

友だち登録をすると、市政情報や暮らしの情報、防災や子育てなど、欲しい情報の種類を選んで受け取ることができます。

市からの大切なお知らせやイベント情報などが届きますので、ぜひ友だち追加してください。

【友だち追加方法】

いずれかの方法で登録できます。

① 二次元コードを読み取って友だち追加



大洲市公式LINE

② LINEアプリの「友だち追加」→「ID検索」から「@ozucity」で検索して、友だち追加

【友だち登録した後は】

メニューの「受信設定」から、受け取りたい情報・地域・年代を登録してください。登録した内容に応じて、市からののお知らせをお届けします。



受信設定をしないとお知らせが届きませんので、友だち登録後には必ず設定を行ってください。

問5 あなたにとって必要なページ（分野）はどれですか？（複数回答可）

地図 防災 届け出 子育て 教育 介護 福祉 保険・年金 救急・健康
農林水産業 生涯学習・地域コミュニティ ごみ・環境 上下水道 住まい 連絡先ガイド

問6 問5で選んだページについて、掲載内容の詳しさは適当でしたか？

適当 もっと詳しく掲載してほしい もっと簡単でいい

問7 問6で「もっと詳しく掲載してほしい」と答えた場合で、具体的に掲載してほしい情報があれば教えてください。

問8 今回掲載されていない分野で新たに掲載してほしい情報などがあれば教えてください。
（例：各種証明書の発行、マイナンバー、税、祭り・イベント、観光、公園、特産品 など）

問9 市内事業者の広告を関連ページに掲載する（※画像参照）
ことについてどう思いますか？

ないほうがいい あったほうがいい



広告掲載のイメージ

問10 その他、暮らしの便利帳や市の情報発信についてご意見をお聞かせください。

ありがとうございました。

暮らしの便利帳2024 誌面アンケート

企画情報課 ☎24-1728

アンケートフォーム



今後の便利帳発行の参考にしますので、暮らしの便利帳に対するご意見をお聞かせください。

【提出方法】

二次元コードからアンケートフォームに入力するか、このページのアンケートに記入して切り取り、市役所企画情報課、各支所、コミュニティセンターへ提出してください。

【提出期限】 令和6年8月31日(土)

問1 回答者の年代を教えてください。(○で囲む)

10代 20代 30代 40代 50代 60代 70代 80代 90代以上

問2 暮らしの便利帳について、今後も紙での発行が必要ですか？

必要 必要ない

問3 問2の回答理由を教えてください。

以下の質問は問2で「必要」と回答した人だけお答えください。

問4 暮らしの便利帳2024では、読みやすくするため掲載する情報量(詳しさ)を少なくし、詳しい情報は二次元コードを使ってホームページで確認できるようにしています。この方式についてあなたの感想を教えてください。

便利だと思う 便利とは思わない 二次元コードの使い方がわからない スマートフォンを持っていない

その他

裏面に続きます。

キリトリ線